

確定申告で医療費控除の対象となります場合があります

【対象となるサービス】

在宅の方

- ① 医療費控除の対象となる居宅サービス【医療系サービス】（介護予防サービスを含む）
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - 短期入所療養介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）
 - 複合型サービス（医療系サービスを含む組合せで提供される場合に限る〔生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〕）
- ② ①のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）
 - 訪問介護（生活援助中心型を除く）
 - 夜間対応型訪問介護
 - 訪問入浴介護
 - 通所介護
 - 短期入所生活介護
 - 地域密着型通所介護

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る）
- 複合型サービス（医療系サービスを含まない組合せで提供される場合に限る〔生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〕）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型、通所型サービス（生活援助中心型のサービスを除く）

- 介護保険料は、確定申告の際に、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。
- ※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ申告することができます。
- 問合せ 申告方法・手続きについて

介護保険料は社会保険料控除の対象です

- ※いずれも居宅（介護予防）サービス計画に基づいて利用したサービスに限りです。
- 介護保険施設に入所している方
- ① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設
 - ：「施設介護サービスに対する自己負担額（1～3割）」と食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象
- ② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
 - ：「施設介護サービスに対する自己負担額（1～3割）」と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象
- ※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。
- ※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することになっていきます。
- 問合せ 申告方法・手続きについて
 - ：青梅税務署 ☎0428-221-3185（代表）／介護保険制度について：高齢福祉介護課介護係 係係 ☎144
- 介護保険負担限度額認定証を申請する方へ
 - 介護保険負担限度額認定証は、住民税（市民税・都民税）非課税世帯の方が対象です。認定証を申請する方は、必ず確定申告または住民税の申告をしてください。
 - 問合せ 高齢福祉介護課介護係 ☎144

介護保険サービスを利用している方へ



おむつにかかる医療費控除について

- 寝たきり状態や治療上必要な方のおむつ代は、医療費控除の対象です。確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付してください。
- 次の①②の両方にあてはまる方は「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容を確認した書類」を添付することができます。
- ①おむつ代にかかる費用の医療費控除を受けることが2年目以降の方

- ② 要介護認定の際の「主治医意見書」により、寝たきり状態で尿失禁の可能性のあることが確認できる方
- ※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」は高齢福祉介護課介護認定係で発行します。
- 必要書類 介護保険被保険者証、来庁する方の身分を証明できるもの
- 問合せ 高齢福祉介護課介護認定係 ☎145

要支援・要介護の方および、その方を介護している方へ 確定申告手続きに利用できる認定書を発行します

障害者控除対象者認定書

- 市内に住所があり、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方のうち、要介護認定された方などに、障害者控除対象者認定書を発行しています。
- 住民税（市民税・都民税）や所得税の確定申告の際、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

認定基準

- ◆障害者控除
 - ・要介護状態にあり、日常生活自立度がランクAの方
 - ・認知症であり、日常生活自立度がⅡまたはⅢの方
- ◆特別障害者控除
 - ・要介護状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方
 - ・認知症であり、日常生活自立度がⅣ以上の方
 - ・寝たきり状態である方

【日常生活自立度の区分（要介護認定時の状態）】

- ・ランクA：屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。
- ・ランクB以上：屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である。
- ・Ⅱ・Ⅲ：日常生活に必要な意思疎通に、困難さが多少みられる。
- ・Ⅳ以上：日常生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁にみられる。

申請できる方

- 本人とその家族（扶養している方）
- ※介護度・日常生活自立度など、個人情報に関する問合せに電話で答えることはできません。

申請方法

- 市役所1階高齢福祉介護課に、印鑑と対象となる方の介護保険証を持参してください。
- 問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎176



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の再発行

11月上旬に、日本年金機構から国民年金保険料を9月までに納付した方へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されました。

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象となります。紛失などにより再発行が必要な方は、下記の問合せ先に連絡してください。

なお、10月以降に昨年初めて納付し

た方へは、2月上旬に控除証明書が送付されます。

問合せ

- ◆ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-1003-1004

- ※月々金曜日：午前8時30分～午後7時、第2土曜日：午前9時～午後4時（祝日を除く）

- ◆青梅年金事務所 ☎0428-301-3410